

各高松市立小学校長 殿
各高松市立中学校長 殿

高松市教育委員会
教育長 藤本 泰雄
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の延長について(通知)

このことについて、新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえ、学校保健安全法第20条に基づき、本市においては、下記のように対応することとします。

ついては、貴校教職員、児童生徒等及び保護者に周知するとともに、児童生徒の健康・安全を第一に考え、適切な対応をお願いします。

記

1 臨時休業延長期間について

令和2年4月25日(土)から5月10日(日)までとする。

ただし、今後、県内の感染拡大の状況等を踏まえ、変更することがある。

2 登校日について

(1) 令和2年4月27日(月)又は28日(火)を臨時の登校日とする。

在校時間は午前中の2時間以内とし、登下校日時は各学校が定めることとする。ただし、遅くとも午前11時には下校とすること。(給食なし)

(2) 臨時の登校日(授業日ではない)であることから、登校については保護者の判断とする。ただし、全ての児童生徒の健康及び出欠の状況を確認すること。(指導要録及び出席簿への反映はしない)

(3) 登校日の登下校については、可能な限り、学年毎に分散させるなどの措置を講じ、3つの密(密閉・密集・密接)を避けるなど、児童生徒が安全に登下校できるよう配慮すること。

(4) 児童生徒への配布物の配布を予定する場合は、当日登校しない児童生徒への配布について、別途保護者に取りに来てもらうなど、適切な方法を講じること。

3 休業中の生活指導について

(1) 規則正しい生活を送ることを心掛け、手洗いや部屋の換気など、健康の保持に努めること。

(2) 家事の手伝いなど、家族の一員として望ましい行動をとること。

(3) 家庭学習時間を適切に取り、学校からの宿題を含め、復習や新しい教科書の閲覧など、学習内容の予習に努めること。

(4) 個人的に用事がある者等の登校は可とするが、マスクの着用など、可能な限り感染症対策を講じること。

(5) 私的な行動について、屋外での運動は制限しないが、3つの密(密閉・密集・密接)が重なる場所及び不要不急の外出は避けること。

(6) 中学校の部活動については、5月10日(日)まで自粛とする。

(7) 小学校の運動場については、延長期間の平日を開放する。要領等は令和2年3月24日付 高教総第1002号のとおりとする。

4 その他

・小学校の臨時休業期間における放課後児童クラブ運営に係る協力については、令和2年2月28日付 高教学第7320号 及び令和2年3月2日付 高教学第3390号のとおりとする。

・今後、新たな情報が入り次第、情報提供する。

※5月11日(月)以降の対応については、改めて通知する。